

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

下線部分が改正箇所

改正前	改正後
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号および第6項に規定する「<u>非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書</u>」に必要事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して提出してください。なお、当行は税務署にお客さまの非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を受領したときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行にて保管します。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託（第3条の「株式投資信託」をいいます。次項においても同様です。）について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受取することができません。</p> <p>4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第21項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、法その他の法令で定める一定の書類を添付して提出してください。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託（第3条の「株式投資信託」をいいます。次項においても同様です。）について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下「非課税管理勘定の勘定設定期間内の各年」といいます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる株式投資信託について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下「累積投資勘定の勘定設定期間内の各年」といいます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受取することができません。</p> <p>4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p>

改正前	改正後
<p>5. <u>第1項の「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が提出され、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、当該受領した日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。</u></p>	<p>5. <u>お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法37条の14第12項の規定により、非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座はその開設のときから非課税口座に該当しないものとして取り扱わせていただきます。</u></p>
<p>第4条（非課税管理勘定の設定）</p>	<p>第4条（非課税管理勘定の設定）</p>
<p>1. お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、<u>非課税適用確認書または廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>3. <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書交付申請書、または廃止通知書、および法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。</u>この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p> <p>4. 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては、<u>非課税口座の開設の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>1. お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税管理勘定の<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>3. <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る廃止通知書、および法その他の法令で定める一定の書類を当行に提出してください。</u>この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</p> <p>4. 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において<u>提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>第4条の2（累積投資勘定の設定）</p>	<p>第4条の2（累積投資勘定の設定）</p>
<p>1. お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、<u>非課税適用確認書または廃止通知書に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>3. 前条第3項の規定は、<u>法第37条の14第5項第6号イ(1)に規定する勘定設定期間において、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、法第37条の14第5項第6号ロに規定する勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に準用します。</u></p> <p>4. 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては<u>非課税口座開設の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>1. お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、累積投資勘定の<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>3. 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、<u>新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に準用します。</u></p> <p>4. 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において<u>提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日</u>）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）</p>	<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）</p>
<p>1. お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第18項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p>	<p>1. お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p>
<p>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>	<p>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>
<p>1. お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</p>	<p>1. お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</p>

改正前	改正後
<p>第8条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる株式投資信託で、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により所定の方法で受け入れる株式投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じです。）の合計額が120万円（2015年までは100万円。以下同様とします。）(②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に<u>も</u>開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じです。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の<u>翌日</u>に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p>	<p>第8条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる株式投資信託で、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により所定の方法で受け入れる株式投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じです。）の合計額が120万円（2015年までは100万円。以下同様とします。）(②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された<u>未成年者口座</u>（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。<u>以下同じです。</u>）に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じです。））から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p>
<p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等</u>を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p>	<p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「『いよぎん積立投信』取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p>
<p>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。以下本条および第13条第1項において同じです。）の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。以下本条および第13条第1項において同じです。）の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p>

改正前	改正後
<p>① 当行がお客さまから施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>第 14 条 (契約の解除) この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① 「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項第 2 号に規定する「出国届出書」の提出があったとき 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2020 年 7 月 13 日</u>より適用します。</p>	<p>① 当行がお客さまから施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または<u>お客さまの</u>施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>第 14 条 (契約の解除) この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① 「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 2 号に規定する「出国届出書」の提出があったとき 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用します。</p>

以 上